ত্ত Т

Ε

## フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第60回「オペレーティング・リース取引の注記」 (※ オペレーティング・リース取引の注記に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

リースの借手及び貸手ともに、オペレーティング・リース取引を網羅的に洗い出し、解約不能なものであるかどうか (解約不能な期間がないかどうか)の判定を行う

リースの借手及び貸手ともに、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分 して注記する。

ただし、重要性が乏しいオペレーティング・リース取引は、注記対象から除くことができる。 なお、計算書類では、必ずしも当該注記は求められていない。

